



平成22年9月9日

審査申立人 大瀬 康介 殿

東京第一検察審査会



議 決 通 知 書

当検察審査会は、あなたが申し立てた審査事件について議決しましたから、別添
のとおり、その要旨を通知します。

平成22年東京第一検察審査会審査事件（申立）第6号

申立書記載罪名 詐欺

検察官裁定罪名 詐欺

議決年月日 平成22年8月26日

議決書作成年月日 平成22年9月9日

議 決 の 要 旨

審査申立人 大瀬 康 介

被 疑 者 山 本 亨

木 村 剛 司

福 田 はるみ

中 邑 進

阿 部 喜見子

沖 山 仁

瀧 澤 良 仁

田 中 邦 友

木 内 清

出 羽 邦 夫

不起訴処分をした検察官

東京地方検察庁 検察官検事 高 橋 孝 一

上記被疑者らに対する各詐欺被疑事件（東京地検平成20年検第4165号～4174号）につき、平成22年3月30日上記検察官がした不起訴処分の当否に関し、当検察審査会は、上記審査申立人の申立てにより審査を行い、次のとおり議決する。

議 決 の 趣 旨

本件各不起訴処分はいずれも不当である。

議 決 の 理 由

第1 被疑事実の要旨

本件被疑事実の要旨は、次のとおりである。

被疑者ら10名は、いずれも平成19年4月22日執行の東京都墨田区議会議員選挙に立候補したものであるが、「墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」において、同区議会議員選挙の立候補者に対する公費負担の制度として、立候補者が選挙運動期間中に使用する自動車に対する燃料を供給する契約を立候補者と供給者が締結し、これに基づき供給した燃料代について、公費負担として7350円に立候補届出日から選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまで同区長に請求できる制度があることを奇貨とし、正規に選挙運動用自動車へ給油を受けた燃料量を水増しして前記燃料代を詐取しようとして、燃料供給者であるA油店等と各選挙運動用自動車燃料供給契約を締結した上、平成19年5月14日ころから同年6月3日ころまでの間、墨田区選挙管理委員会において、それぞれA油店等をして墨田区長あてに正規に給油した燃料量を水増しする方法で燃料代を請求させ、前記選挙管理委員会担当者をして同請求が前記公費負担制度に従った正規の燃料代の請求であると誤信させ、よって、同月7日ころから同月22日ころまでの間、墨田区から前記A油店等名義の預金口座に燃料代として3万180円ないし5万1450円を各振込入金させ、もってそれぞれ人を欺いて財物を交付させたものである。

第2 検察審査会の判断

1 当検察審査会が、本件不起訴処分をいずれも不当とする理由は、次のとおりである。

(1) 被疑者らが交付を受けた正規使用分を含めた燃料代の全額を返納したことについて

被疑者らが、正規使用分を含め交付された燃料代の全額を墨田区に返納

した事実は認められるが、そもそも被疑者らが、本件のような選挙運動の公費負担制度を悪用して公職の候補者になろうとすること自体、同区民の期待を裏切る行為であり、かつ区民の税金を違法に使われたとすれば、被害者はまさに墨田区民である。いやしくも、これから同区民のために働こうとする被疑者らが、本件のような同区民を騙して詐取行為を行ったにもかかわらず、それが発覚した後、同区に対し全額返納されたことをもって、本件犯罪は許されるべき一要因であるとする考えには賛同できない。区議会議員に立候補した者、あるいは現に同議員という立場である場合、返納しさえすればそれで済むというものではないはずである。

(2) 区長が被疑者らの処罰を望んでいないことについて

墨田区長が、被疑者らに対する処罰を望んでいないことから、被害届を提出しない事実は認められる。しかし、同区長はその理由として、被疑者らが同区の税金から支出された金額を全額返金していることなどを総合的に判断した旨述べているが、(1)のとおり、果たしてそれが同区民を代表しての総意であるのか疑わしく、仮にそうであったとしても、これを過大に評価することは疑問である。本件は、区税が適正に使用されているかを監視すべき立場でもある区議会議員による公金の不正使用であり、区長としては厳しく対応すべきものである。

(3) 被疑者らが反省していることについて

被疑者らが、警察での取調べ又は上申書の提出において、本件犯行について反省している旨を供述等している事実は認められるものの、その内容は、真摯に出たものであるのか疑わしい。被疑者らは、本件犯行の動機等について、選挙運動用自動車のガソリン代は公費負担額全額請求できるものと考えていたので、限度額一杯を請求した、立候補予定者説明会に出席したがよく聞いていなかった、選挙カーに限らず伴走車も含むと理解していたなどと弁解しているが、被疑者らの中には、この制度が施行された平

成6年以降の選挙においてこの制度を利用しているにもかかわらず、詳細については知らなかったと述べる者、ガソリン代だけではなくバッテリー代も含めて請求している者及び提出書類を書き換えた者がいたことなどを鑑みると、上記被疑者らの供述等は、どうみても言い訳がましいとしか感じられず、反省状況に関する上記の供述等はいずれも信用しがたい。

(4) 他の自治体に与える影響について

本件と同様な犯罪を他の自治体において再発させないためにも、被疑者らを厳しく処罰する必要がある。

(5) 詐取金額の多寡について

本件各詐取金額の多寡により本件不起訴処分の当否の判断が各被疑者ごとに異なるものとは考えない。

2 よって、当檢察審査会は、檢察官に対し、被疑者らについて行った本件不起訴処分の裁定（いずれも起訴猶予）は、結論においていずれも、賛同できないことから、再考を求めるため、上記趣旨のとおり議決する。

東京第一檢察審査会